鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

（事務局の組織）

第25条　事務局に教育部を置く。

２　教育部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。

左欄	右欄
教育総務課	管理係
	施設係
学校教育課	学務係
	学校教育係
	教職員係
	保健給食係
生涯学習課	文化振興係
	社会教育係
	生涯学習係
	文化財センター

３　前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。

第28条中「管理調整係」を「管理係」に改める。

第38条（見出しを含む。）中「教育次長」を「部長」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年７月３日から施行する。

（読替え）

２　第１条の規定による改正後の鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表右欄に掲げる職に補されたものとする。

左欄	右欄
教育次長	教育部長
教育総務課長	教育部教育総務課長
教育総務課長補佐	教育部教育総務課長補佐
教育総務課主幹兼管理調整係長	教育部教育総務課主幹兼管理係長
教育総務課施設係長	教育部教育総務課施設係長
教育総務課主査	教育部教育総務課主査
教育総務課主任主事	教育部教育総務課主任主事
教育総務課主事	教育部教育総務課主事
教育総務課主事補	教育部教育総務課主事補
学校教育課長	教育部学校教育課長
学校教育課長補佐	教育部学校教育課長補佐
学校教育課主幹兼学務係長	教育部学校教育課主幹兼学務係長
学校教育課主幹兼学校教育係長	教育部学校教育課主幹兼学校教育係長
学校教育課主幹兼教職員係長	教育部学校教育課主幹兼教職員係長
学校教育課主幹兼保健給食係長	教育部学校教育課主幹兼保健給食係長
学校教育課主幹	教育部学校教育課主幹
学校教育課主幹兼南部学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼南部学校給食センター所長
学校教育課主幹兼北部学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼北部学校給食センター所長
学校教育課主幹兼北部学校給食センター次長	教育部学校教育課主幹兼北部学校給食センター次長
学校教育課主幹兼吾平学校給食センター所長	教育部学校教育課主幹兼吾平学校給食センター所長
教育委員会事務局主幹兼学校教育課吾平学校給食センター次長	教育委員会事務局主幹兼教育部学校教育課吾平学校給食センター次長

学校教育課主幹兼看護専門学校事務長	教育部学校教育課主幹兼看護専門学校事務長
学校教育課看護専門学校副校長	教育部学校教育課看護専門学校副校長
学校教育課主幹兼鹿屋女子高等学校事務長	教育部学校教育課主幹兼鹿屋女子高等学校事務長
学校教育課主査	教育部学校教育課主査
学校教育課主査兼指導主事	教育部学校教育課主査兼指導主事
学校教育課指導主事	教育部学校教育課指導主事
学校教育課南部学校給食センター次長	教育部学校教育課南部学校給食センター次長
学校教育課南部学校給食センター主査	教育部学校教育課南部学校給食センター主査
学校教育課看護専門学校主査	教育部学校教育課看護専門学校主査
学校教育課看護専門学校教務主任	教育部学校教育課看護専門学校教務主任
学校教育課看護専門学校主査兼専任教員	教育部学校教育課看護専門学校主査兼専任教員
学校教育課鹿屋女子高等学校次長	教育部学校教育課鹿屋女子高等学校次長
学校教育課鹿屋小学校主査	教育部学校教育課鹿屋小学校主査
学校教育課寿北小学校主査	教育部学校教育課寿北小学校主査
学校教育課西原台小学校主査	教育部学校教育課西原台小学校主査
学校教育課串良小学校主査兼串良中学校主査	教育部学校教育課串良小学校主査兼串良中学校主査
学校教育課鹿屋中学校主査	教育部学校教育課鹿屋中学校主査
学校教育課第一鹿屋中学校主査	教育部学校教育課第一鹿屋中学校主査
学校教育課主任主事	教育部学校教育課主任主事

学校教育課北部学校給食センター主任主事	教育部学校教育課北部学校給食センター主任主事
学校教育課吾平学校給食センター給食主任主事	教育部学校教育課吾平学校給食センター給食主任主事
学校教育課看護専門学校専任教員	教育部学校教育課看護専門学校専任教員
学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事	教育部学校教育課鹿屋女子高等学校主任主事
学校教育課笠野原小学校主任主事	教育部学校教育課笠野原小学校主任主事
学校教育課田崎中学校主任主事	教育部学校教育課田崎中学校主任主事
学校教育課主事	教育部学校教育課主事
学校教育課主事補	教育部学校教育課主事補
生涯学習課長	教育部生涯学習課長
生涯学習課長補佐	教育部生涯学習課長補佐
生涯学習課主幹兼社会教育係長	教育部生涯学習課主幹兼社会教育係長
生涯学習課主幹兼中央公民館長兼生涯学習係長	教育部生涯学習課主幹兼中央公民館長兼生涯学習係長
生涯学習課主幹兼文化財センター所長	教育部生涯学習課主幹兼文化財センター所長
生涯学習課主幹兼文化財センター次長	教育部生涯学習課主幹兼文化財センター次長
生涯学習課主幹兼高須地区学習センター館長	教育部生涯学習課主幹兼高須地区学習センター館長
生涯学習課主幹兼吾平振興会館館長	教育部生涯学習課主幹兼吾平振興会館館長
生涯学習課文化振興係長	教育部生涯学習課文化振興係長

生涯学習課主査	教育部生涯学習課主査
生涯学習課文化財センター主査	教育部生涯学習課文化財センター主査
生涯学習課田崎地区学習センター館長	教育部生涯学習課田崎地区学習センター館長
生涯学習課串良公民館館長	教育部生涯学習課串良公民館館長
生涯学習課串良公民館細山田分館館長	教育部生涯学習課串良公民館細山田分館館長
生涯学習課主任主事	教育部生涯学習課主任主事
生涯学習課主事	教育部生涯学習課主事
生涯学習課文化財センター主事	教育部生涯学習課文化財センター主事
生涯学習課主事補	教育部生涯学習課主事補

（鹿屋市文化会館条例施行規則の一部改正）

3　鹿屋市文化会館条例施行規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式、別記第３号様式及び別記第６号様式から別記第８号様式まで中「教育次長」を「教育部長」に改める。